

参考資料

令和 4 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 5）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 39 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 1

<議案第 39 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(一般被保険者に係る基礎賦課総額)	(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第15条の2 <u>又は第15条の4</u> の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 法 <u>第81条の2第4項</u> の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	ウ 法 <u>第81条の2第5項</u> の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
エ 法 <u>第81条の2第9項第2号</u> に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額	エ 法 <u>第81条の2第10項第2号</u> に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
オ・カ (略)	オ・カ (略)
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の	エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の

執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合算額を除く。) の額

(基礎賦課限度額)

第 11 条の 5 第 9 条の 2 又は第 11 条の 2 の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 9 条の 2 の基礎賦課額と第 11 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 15 条の 2 において同じ。) は、630,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 11 条の 5 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第 15 条の 2 第 3 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合算額を除く。) の額

(基礎賦課限度額)

第 11 条の 5 第 9 条の 2 又は第 11 条の 2 の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 9 条の 2 の基礎賦課額と第 11 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 15 条の 2 において同じ。) は、630,000 円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 11 条の 5 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第 15 条の 2 第 3 項又は第 15 条の 4 第 2 項若しくは第 4 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条の2において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

（普通徴収に係る納期及び納付額）

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料（以下「期別保険料」という。）の額は、第8条の規定による保険料の賦課額（第15条の2の規定により減額した場合にあっては、減額後の額とする。）の10分の1に相当する額とする。

4・5 (略)

（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

（普通徴収に係る納期及び納付額）

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料（以下「期別保険料」という。）の額は、第8条の規定による保険料の賦課額の10分の1に相当する額とする。

4・5 (略)

（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもって行う。

2 (略)

(保険料の減額)

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6の額（その額（基礎賦課額又は後期高齢者支援金等賦課額をいう。次項において同じ。）については、被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもって行う。

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)～(3) (略)

2 第11条の9第2項の規定は、前項各号のア又はイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の9第2項中の「保険料率」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(新設)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)～(3) (略)

2 前項各号のア又はイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3・4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号又は第11条の4」

とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条の2第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

附 則

(令和4年度分の保険料に関する特例)

37 令和4年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第

(新設)

1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率とあるのは「1, 00分の83. 9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき25, 560円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき28, 481円」とする。

38 令和4年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

39 令和4年度分の保険料に係る第11条の5の5第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45. 49に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32. 54に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度にお

ける一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、
同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21.97に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

40 令和4年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の44.04に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の55.96に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

**令和4年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表
(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)**

令和4年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-21-0084

